

## 平成25年度事業計画

平成23年6月に「能登の里山里海」が日本初となる「世界農業遺産」に認定され、石川県の河川や湖沼、里海等の水質保全に対する関心、浄化に対する期待がますます高まっており、このため、水質汚濁の主な原因である台所や風呂等の生活雑排水対策の一層の推進が重要になっています。

生活雑排水対策の進捗状況は「汚水処理人口」で表されますが、環境省の発表によれば、2011年度（平成23年度）末現在、石川県の汚水処理人口は下水道と農業集落排水処理施設等による汚水処理人口99万7千人を含め1,051千人とされ、総人口1,157千人に対する普及率は90.9%となっています。

即ち、残り10万6千人の生活雑排水対策を速やかに、かつ着実に進めていくことがふるさと石川の公共用水域の水質保全を図る上で大変重要な課題となっています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2035年（平成47年）の石川県の将来人口は約96万人に減少するとされており、このような人口減少が予測される中で下水道と同等の汚水処理能力を持ち、建設・維持管理コストが安く、また、建設期間が短く投資効果に即効性があり、さらに地震等の災害に強い浄化槽の果たすべき役割は大きくなっています。

このため当協会は、公益社団法人として全会員、職員が一致協力し、浄化槽の普及促進、適正な施工・維持管理の推進に、より一層努力し取り組む必要があります。

また、併せて県民から信頼される浄化槽法定検査を行うとともに、未受検者に対する周知徹底を図ることが必要であり、そのため、職員等の資質向上、受検促進事業のフォローアップ、さらには検査基数の増加を踏まえた効率的な検査体制の整備を推進することが必要です。具体的な事業計画は以下のとおりです。

### I 事業

#### [公益目的事業]

##### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 平成25年度は7条検査600基、11条検査19,400基の計20,000基を協会検査員7名及び委託検査員で実施する。
- (2) 浄化槽管理システムを更新し効率的な法定検査を行う。(新規)  
検査基数の増加(H19;13,520基、H23;18,922基、5,402基の増加)に対応するため、平成11年度に導入した浄化槽管理システムを更新し、検査カードの廃止、入金確認の省力化等を図ることにより効率的な法定検査を行う。
- (3) 県及び市町との連携を一層図り、法定検査未受検者への指導及び法定検査の周知、啓発を行うとともに、維持管理事業者による未受検者に対する法定検査受検の周知・助言の実施などにより受検率向上に努める。併せて、検査手数料未納者への案内、督促等により手数料の確保、未収入金の削減に努める。
- (4) 法定検査の結果不適正と判定された浄化槽、法定検査未受検者に対して、関係機関と連携しながら改善指導に努める。
- (5) 検査機器や検査方法について精度管理を徹底するとともに、検査結果のわかりやすい説明・報告等により、法定検査に対する県民の信頼確保に努める。

- (6) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会等に参加し、検査員の検査技術の向上、専門的知識の習得及び組織強化のための情報交換に努める。

## 2. 浄化槽及び浄化槽法に関する普及啓発事業

- (1) 浄化槽関係事業者に対する講習会の開催等  
浄化槽メーカーや学識経験者等による浄化槽の適切な施工・管理講習会の開催、全国浄化槽技術研修会への参加などを行い、浄化槽の施工・維持管理・清掃に携わる技術者の技術向上を図る。
- (2) 県が実施する普及啓発事業への参加、協力  
「いしかわ環境フェア」や「水環境フォーラム」等に参加し、浄化槽のチラシ、県のパンフレット等の配布を行い、浄化槽が安価で下水道と同程度の水処理能力を有することなどの特徴や単独浄化槽から合併浄化槽転換による河川等の浄化効果について、一般県民への普及啓発を行う。
- (3) 合併浄化槽普及促進協議会等との情報交換に加え、浄化槽普及のための研修会を行い、少子高齢化時代における適切な生活排水処理対策について、市町職員等の理解と協力を促進する。  
「人口減少社会における適切な生活排水処理のあり方を考える講演会（仮題）」  
講師 国安克彦（公財）日本環境整備教育センター 参事
- (4) ホームページの充実、「浄化槽の日」の広報、受検者への普及啓発資材の配布等により、浄化槽の適正な施工・維持管理の普及啓発を図る。
- (5) 管工事協同組合支部担当者に対する浄化槽設置届出事務に関する研修等を行い、円滑な事務推進に努めるとともに、県民や市町等からの浄化槽に関する疑問、質問等に積極的に対応し、浄化槽や維持管理の重要性に対する理解を促進する。

## 3. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(社)全国浄化槽団体連合会（全浄連）で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。平成25年度の機能保証登録は230基を目標とする。

## II 公益法人としての組織整備等

### 1. 公益法人としての組織運営[法人会計事業]

公益認定法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づく組織運営を図り、社会的信用の向上に努める。

### 2. 浄化槽に関する情報の収集、提供[公益目的事業・法人会計事業]

- 1) 浄化槽に係る行政や業界の動向、他県関係機関の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、ホームページや会員へのお知らせ等により情報提供に努める。
- 2) ホームページや啓発活動を通じて広く一般県民に対して、浄化槽の構造・機能等への理解促進及び協会の組織・活動状況のPRを行う。

### 3. 会員の確保、功労者表彰の実施[法人会計事業]

- 1) 公益法人化を契機として、協会に未加入の関係事業者に対し積極的に加入案内を行う。
- 2) 浄化槽業界の発展向上に尽くし、他の模範となる者を表彰することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を推進する。

### 4. 協会設立40周年、法人設立35周年記念事業実施の準備（新規）[法人会計事業]

平成26年度の協会設立40周年、法人設立35周年に向けて、委員会等で記念事業の検討・準備を行う。